証券コード 8747

2025年6月6日

(電子提供措置の開始日2025年6月5日)

株主各位

東京都中央区日本橋蛎殼町一丁目16番12号

豊トラスティ証券株式会社

代表取締役会長 多 々 良 實 夫

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記 ウェブサイトに「第69回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載し ております。

当社ウェブサイト

https://www.yutaka-trusty.co.jp/ir/library/notification/



また、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。以下の東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして頂き、銘柄名(会社名)に「豊トラスティ証券」、又は証券コードに「8747」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択した後に表示される「縦覧書類」の欄に掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス) https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記又は電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、2025年6月26日(木曜日)営業時間の終了時(午後5時30分)までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2025年6月27日(金曜日)午前10時
- **2. 場 所** 東京都中央区日本橋茅場町三丁目 2 番 1 0 号 鉄鋼会館 7 階 7 0 1 号
- 3. 目的事項

報告事項

- 1. 第69期(自2024年4月1日 至2025年3月31日)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第69期(自2024年4月1日 至2025年3月31日)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役13名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 提出くださいますようお願い申し上げます。 ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせて頂きます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに 修正内容を掲載させて頂きます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への長期的利益還元を重要な課題であると考え、将来の事業環境の変化に適切に対応するため財務体質の強化を図りつつ、業績に応じた配当にて株主の皆様への利益還元を実施すべく税引後当期純利益から法人税等調整額の影響を除いた当期純利益に対する配当性向30%を基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、上記の方針及び当期の業績の状況、今後の経営環境等を総合的に勘案いたしました結果、下記のとおりといたしたいと存じます。 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭配当といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき86円00銭といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、516,796,446円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2025年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役13名選任の件

現取締役全員(12名)は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改選にあたり取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	各		取締役会 出席回数	
1	多々良	_{じつお} 實夫	再任	代表取締役会長	14回/14回 (100%)
2	安成	政文	再任	代表取締役社長	14回/14回 (100%)
3	多々良	*************************************	再任	専務取締役管理本部長	14回/14回 (100%)
4	安達	芳則	再任	専務取締役営業統括本部長 兼 証券統括部長	13回/14回 (92.8%)
5	く ^{さか} 下	しんいち 伸 一	再任	取締役名古屋営業本部長 兼 名古屋支店長	14回/14回 (100%)
6	たきだ	照久	再任	取締役コンプライアンス部長	14回/14回 (100%)
7	たがはし	かるし 浩	再任	取締役法人営業部長	14回/14回 (100%)
8	apple 宮下	ましのり 芳 範	再任	取締役東京第二営業本部長 兼 新宿支店長	12回/14回 (85.7%)
9	大橋	正直	再任	取締役東京第三営業本部長 兼 横浜支店長	14回/14回 (100%)
10	数本	^{かずぁき} 一 明	再任	取締役総務部長兼人事部長	14回/14回 (100%)
11	でらだ 寺田	建史	再任	取締役 経営企画・リスク管理部長	11回/11回 (100%)*
12	しまの 嶋 埜	かっみ 勝己	新任	執行役員福岡営業本部長 兼 福岡支店長	_
13	^{ながお} 長尾	かずひこ 和 彦	再任 社外 独立	社外取締役	14回/14回 (100%)

[※]開催回数および出席回数については、取締役就任以降を対象としています。

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	多交良 實夫 (1941年8月26日生)	1960年6月 当社入社 1971年5月 当社取締役 1977年1月 当社常務取締役 1979年6月 当社専務取締役 1987年6月 当社代表取締役専務 1990年6月 当社代表取締役社長 2007年6月 当社代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) ユタカエステート㈱代表取締役会長	201,992株
2	遊览 鼓觉 (1951年4月2日生)	1976年3月 当社入社 2000年4月 当社入社 2000年4月 当社東京第三営業本部長 2003年4月 当社大阪営業本部長 2004年3月 当社対行役員大阪営業本部長 2005年4月 当社常務執行役員大阪営業本部長 2006年4月 当社常務執行役員西部営業統括本部長 兼大阪営業本部長 2006年6月 当社取締役西部営業統括本部長 東大阪営業本部長 2007年4月 当社取締役西部営業統括本部長 2007年6月 当社取締役西部営業統括本部長 2007年6月 当社常務取締役営業統括本部長 2014年5月 当社代表取締役社長兼営業統括本部長 2015年4月 当社代表取締役社長兼営業統括本部長 2015年4月 当社代表取締役社長東営業統括本部長 2017年4月 当社代表取締役社長兼営業統括本部長 2017年4月 当社代表取締役社長兼営業統括本部長 2017年4月 当社代表取締役社長兼営業統括本部長	58,040株

候補者 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況					
3	李龙 & 李龙之 (1957年7月15日生)	1980年3月 1998年4月 2002年5月 2005年8月 2008年6月 2009年6月 2011年4月 2013年6月 2013年7月 2015年4月 2015年11月 2016年4月	当社入社 当社法人営業本部法人営業部長 当社執行役員 当社執行役員金融商品本部デリバティブス・IT事業部長 当社取締役金融商品本部デリバティブス・IT事業部長 当社取締役デリバティブス・IT事業本部長 兼デリバティブス・IT事業部長 当社常務取締役管理本部長 兼デリバティブス・IT事業部長 当社常務取締役管理本部長 兼デリバティブス・IT業務部長 兼デリバティブス・IT業務部長 当社専務取締役管理本部長 兼デリバティブス・IT業務部長 当社専務取締役管理本部長兼総務部長 当社専務取締役管理本部長兼総務部長 当社専務取締役管理本部長兼総務部長 当社専務取締役管理本部長,2000年第一日	28,770株				
4	安達 芳則 (1953年2月25日生)	36,770株						

候補者 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歷	、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
		1986年4月 2000年8月 2002年4月 2003年4月	エース交易㈱入社 当社入社 当社東京第一営業本部長兼横浜支店長 当社東京第二営業本部長兼本店長	
5	首下 伸一 (1964年2月3日生)	2006年4月 当社東京第三営業本部長 2010年4月 当社執行役員東京第三営業本部長 2012年6月 当社取締役東京第三営業本部長 2014年4月 当社取締役名古屋営業本部長 2015年4月 当社取締役大阪営業本部長 2024年10月 当社取締役大阪営業本部長兼大阪支店長		13,810株
		2025年4月	当社取締役名古屋営業本部長兼名古屋支店長(現任) 当社入社	
6	離笛 照久 (1963年7月4日生)	2001年4月2004年3月2006年4月2008年4月2009年4月2010年4月2014年4月2014年6月2015年4月2019年10月	当社福岡営業本部長 当社東京第二営業本部長 当社東京第一営業本部長 当社執行役員東京第一営業本部長 当社名古屋営業本部長 当社執行役員名古屋営業本部長 当社執行役員東京第三営業本部長 当社取締役東京第三営業本部長 当社取締役東京第三営業本部長 当社取締役東京第二営業本部長 当社取締役コンプライアンス部長(現任)	21,040株
7	鷹啄 浩 (1957年7月26日生)	1982年3月 2008年8月 2009年4月 2011年4月 2013年7月 2015年6月	関東砂糖㈱入社 当社入社 当社法人部長 当社法人営業部長 当社執行役員法人営業部長 当社取締役法人営業部長(現任)	6,780株
8	營宁 芳範 (1964年11月20日生)	1991年8月 2010年3月 2012年4月 2015年4月 2015年10月 2016年6月 2022年3月 2024年10月	当社入社 当社福岡営業本部長 当社東京第二営業本部長 当社東京第一営業本部長 当社執行役員東京第一営業本部長 当社取締役東京第一営業本部長 当社取締役東京第二営業本部長 当社取締役東京第二営業本部長	17,070株

候補者番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歷	、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	
		1986年4月	エース交易㈱(現・EVOLUTION JAPAN㈱)入社		
		2015年1月	同社取締役		
		2017年1月	同社執行役員		
		2017年11月	当社入社		
	おおはし まさなお 大橋 正直		当社第六営業本部西部地区統括部長		
9	(1964年3月11日生)	2018年4月	当社第七営業本部長	9,430株	
	(1001 0 / 111 11	2019年4月	当社執行役員第七営業本部長		
		2019年10月	当社執行役員名古屋営業本部長		
		2021年6月	当社取締役名古屋営業本部長		
		2024年10月	当社取締役名古屋営業本部長兼名古屋支店長		
		2025年4月	当社取締役東京第三営業本部長兼横浜支店長(現任)		
		1988年4月	㈱時事通信社入社		
	まつもと かずあき	2020年2月	当社入社		
10	まっもと かずあき 松本 一明		当社総務部法務担当部長	2,340株	
10	(1965年6月2日生)	2021年4月	当社執行役員総務部長	2,010 //(
		2023年4月	当社執行役員総務部長兼人事部長	,	
		2023年6月	当社取締役総務部長兼人事部長(現任)		
		1984年4月	大蔵省(現・財務省)入省		
		2009年7月	金融庁総務企画局市場課長		
		2014年7月	総務企画局審議官(開示担当)		
		2015年7月	預金保険機構総務部長		
		2017年6月	東海財務局長		
	でらだ たつし 寺田 達史	2018年11月	(株) TRA 全性 TEST 4 (1)	tet.	
11	(1961年10月16日生)	2021年9月	㈱MFS常勤監査役	一株	
		2021年9月	当社入社(顧問)		
		2021年11月	(株MFS非常勤監査役(現任)		
		2021年11月	当社執行役員経営企画室長		
		2023年4月	当社執行役員経営企画部長		
		2024年4月	当社執行役員経営企画・リスク管理部長		
		2024年6月	当社取締役経営企画・リスク管理部長(現任)		
		2003年4月	当社入社		
	 	2015年4月	当社東京第一営業本部本店長		
12		2018年6月	当社東京第一営業本部営業部長兼本店長	4,000株	
	(1981年1月22日生)	2021年4月	当社福岡営業本部長		
		2023年4月	当社執行役員福岡営業本部長		
		2024年10月	当社執行役員福岡営業本部長兼福岡支店長(現任)		

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
13	ながま。 かずのこ 長尾 和彦 (1952年2月28日生)	1974年4月 大蔵省(現・財務省)入省 1995年1月 主計局主計官 1998年7月 国際局総務課長 2000年7月 大臣官房審議官 2004年7月 金融庁証券取引等監視委員会事務局長 2008年7月 闘い本証券投資顧問業協会(現・(一社)日本投資顧問業協会)副会長専務理事 2018年6月 当社監査役 2021年6月 当社監査役 2023年5月 (㈱カーチスホールディングス (現・(㈱レダックス)社外取締役(現任)	一株

- (注)1. ※は新任の取締役候補者であります。
 - 2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる業務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 - 4. 取締役候補者長尾和彦氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は長尾和彦氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - 5. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
 - (1) 社外取締役候補者の選任理由について
 - 長尾和彦氏につきましては、行政分野における多様な経験に加え、金融分野における専門 的かつ客観的な経験、見識により、社外取締役としての職務を適切に遂行して頂くことを 期待して、社外取締役候補者といたしました。
 - (2) 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数について 長尾和彦氏の社外取締役の就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
 - 6. 当社と長尾和彦氏は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

現法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え予め補欠監査役1名の 選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における選任の効力は、就任前 に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことがで きるものとさせて頂きます。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。 補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)		所有する当社の株式数			
	1957年3月	丸紅飯田㈱(現・丸紅㈱)入社			
	1992年4月	MARUBENI INTERNATIONAL COMMODITY (SINGAPORE) PTE. LTD.			
		社長			
	1995年4月	当社入社			
ふるい ちゅき 古井 智昭		当社法人営業本部理事部長			
(1938年10月10日生)		兼YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD. 社長	1,500株		
(1000 10/11011 12/	1997年6月	当社取締役法人営業本部国際営業部長			
		兼YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD. 社長			
	1999年4月	当社取締役事業本部法人部国際担当部長			
		兼YUTAKA SHOJI SINGAPORE PTE. LTD. 社長			
	2004年6月	AGROW ENTERPRISE CO.,LTD. (BANGKOK)会長兼CEO			

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 補欠監査役候補者古井智昭氏は社外監査役候補者であります。同氏は、事業経営に関する幅広い経験、見識により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、補欠監査役候補者といたしました。
 - 3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる業務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
 - 4. 古井智昭氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の 規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定で あります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。
 - 5. 補欠監査役候補者古井智昭氏は、1997年6月27日から2004年6月25日までの間、当社の取締役でありました。

以上

事 業 報 告

(自 2024年4月1日) 至 2025年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、通期を通して内需主導の緩やかな回復が見られました。企業活動の活発化やインバウンド需要の回復を背景に、大企業・非製造業の景況感は高水準を維持し、大企業・製造業も一部のハイテク関連や素材産業を中心に改善の動きがありました。一方で、業種によって景況感の二極化が進み、米国の通商政策への警戒感が製造業の一部において景況感を押し下げました。先行きの経済は、好調な企業収益を背景とした賃上げや設備投資の拡大により、個人消費の下支えが期待されるものの、米国の関税引き上げに起因する輸出減少や企業収益の下押しが、民需を抑制し景気は減速する見通しであります。

一方、世界経済は、米国では個人消費が底堅さを見せる局面もありましたが、高金利や物価上昇の影響により、年後半にかけて徐々に消費の勢いは鈍化しております。米国供給管理協会(ISM)景況感指数は製造業・非製造業ともに年初から低下傾向にあり、企業マインドも悪化しております。中国では、年初こそ政策効果を背景に内需が持ち直したものの、個人消費や固定資産投資は通期を通して力強さを欠き、企業の景況感も総じて低迷しており、輸出は一部の分野で好調を維持したものの、内需の低迷が景気の重荷となっております。先行きは、米国では関税引き上げに伴うコスト増加や物価上昇が個人消費・設備投資を抑制し、景気は減速傾向を辿る見込みでありますが、一部では減税や規制緩和への期待が下支え要因となる可能性もあり、中国では、景気刺激策の実効性や規模が限定的であるため、内外需ともに回復力は弱く、景気は引き続き減速する見通しであります。

証券市場においては、取引所株価指数取引(くりっく株365)は、米国の根強いインフレを背景として米連邦準備制度理事会(FRB)による利下げ観測が後退したことや、イスラエルによるイラン大使館周辺の空爆などの中東情勢緊迫化を受けて下落、一時37,000円を割り込みました。5月に入るとNYダウが高値を更新して40,000ドル台まで上昇、国内市場も追随する動きを見せましたが、その後は長

期金利の上昇が圧迫要因となり軟調な推移となりました。6月は39,000円を中心 としたもみ合いを経て、円安ドル高を背景に月末にかけて上値を追う展開となり ました。7月の前半はFRBの早期利下げへの期待を背景にNYダウが上昇、円 安ドル高も支援要因となり過去最高値を更新して42,000円台まで上昇しました。 しかしその後は急速に円高ドル安が進行、NYダウの下落も嫌気され急落場面と なりました。8月の前半も円高ドル安の流れに押されて続落場面となり約10ヶ月 ぶりに安値を更新、一方で急落に対する反動も大きく、月後半では7月末の水準 まで戻すなど不安定な相場展開となりました。9月前半もFRBが0.5%の利下げ に踏み切るとの見方から、為替が一時140円を割り込むなど、円高ドル安を背景に 35,000円台まで下落しましたが、実際に0.5%の利下げを決定すると米国景気のソ フトランディング期待からNYダウが上昇、国内市場も堅調な推移となりました。 10月には米国で景気の底堅さを示す経済指標の発表が相次いだことから、日本株 市場もリスクオン選好の動きとなり上昇、約3ヶ月ぶりに40.000円を上回りまし たが40,000円は抵抗ラインとして意識され、その後は調整場面から38,000円割れ まで下落しました。11月に入り米国大統領選挙でトランプ前大統領が勝利したこ とから、財政出動を期待する「トランプ・トレード」を意識した買いにより上昇 しましたが、その後は関税強化の方針が投資家心理の悪化を誘い、再度38.000円 を割り込みました。12月に入ると為替市場での円安ドル高進行を背景に下値を切 り上げる動きとなりましたが、引き続き抵抗ラインが継続して1月には38,000円 台を試す動きとなりました。その後も38,000円から40,000円のレンジを意識した 動きとなりましたが、2月後半に為替が150円を割り込んだことからレンジを下抜 いて3月には36,000円台まで下落しました。その後は調整場面から値を戻す場面 も見られたものの、米国による「相互関税」の導入を控え、景気後退懸念を背景 に月末には一時36,000円を割り込みました。

商品市場においては、原油は中東情勢の悪化による供給不安が高まる中、下値を切り上げて80,000円台まで上昇するなど堅調な足取りとなりました。しかし5月に入ると、イスラエルとイスラム組織ハマスとの休戦実現に向けた期待感や米国原油在庫の増加を背景に、海外市場が急落したことから75,000円台まで下落しました。その後は徐々に値を戻しましたが6月に入り、石油輸出国機構(OPEC)加盟国とロシアなど非加盟産油国でつくるOPECプラスの閣僚級会合が開催され、現行の協調減産を2025年末まで延長することで合意したものの、一部の減産については10月以降、減産規模を徐々に縮小する枠組みを設定したことから、

— 12 —

海外市場が急落、国内市場も追随して一時72,000円を割り込みました。しかし売 り一巡後は、ウクライナ情勢や中東情勢を巡る地政学的リスクが意識されて急反 発場面となり、再度80,000円台を回復しました。その後は中国の消費減速を背景 とした原油需要減退懸念が台頭して下落、8月には米国株式市場が大きく下落す る中、原油相場にもリスク回避の動きが強まったことから急落場面となり、 64,000円を割り込みました。その後も引き続き地政学的リスクが下支えとなり 70,000円台を回復する場面も見られましたが、9月に入りOPECが2024年と 2025年の世界石油需要見通しを2ヶ月連続で引き下げたことが圧迫要因となり、 60,000円台前半まで下落しました。10月に入るとイランがイスラエルにミサイル 攻撃を行い、地政学的リスクの高まりから急伸場面となり一時70,000円台まで上 昇しましたが、イスラエルの反撃が限定的であったことから、その後はおおよそ 65.000円から69.000円での推移となり、保ち合い相場が続いた後、12月にシリア のアサド政権が崩壊したことから中東情勢不安定化への懸念が台頭、日銀の金融 政策決定会合での金利据え置きによる円安ドル高も上昇要因となり1月半ばには 74,000円台に到達しました。しかしその後は、パレスチナ・ガザ地区の停戦合意 が成立したことや、ウクライナ停戦を巡る米露高官協議が行われたことから地政 学的リスクが後退して反落、3月にはOPECプラスが自主減産を予定どおり4 月から段階的に縮小すると発表したことも圧迫要因となり、60,000円台まで下落 しました。年度末にかけては米国が対イラン制裁を強めるなど、中東の地政学的 リスクの高まりから供給への懸念が台頭、65,000円台で取引を終えました。

金はイスラエルがシリアのイラン大使館周辺を空爆したことを受けて、中東情勢を巡る地政学的リスクが一段と高まり、国内外ともに最高値を更新する動きとなりました。5月に入り米国の経済指標がインフレ鈍化傾向を示したことから円高ドル安が加速、東京金は一時11,180円まで急落しました。しかし中東の地政学的リスクの再燃や、イラン大統領の事故死などを受けて堅調に推移、12,000円台まで上昇しました。6月に入ると中国人民銀行(中央銀行)が1年半続けてきた金準備高の増加が5月で一時停止したことが明らかとなり12,000円を割り込む場面も見られたものの円安ドル高を背景に堅調に推移、米国の9月利下げ開始予想も支援要因となり、12,679円と過去最高値を更新しました。その後は中国の金需要減退懸念や円高ドル安が圧迫要因となり軟調に推移、8月早々には急激な円高ドル安と株安を受けて商品市場にも売り圧力が加わり、一時11,000円を割り込む暴落場面となりました。その後は中東の地政学的リスクへの警戒や為替市場が大

-13 -

幅に円安ドル高に振れたことから投機資金が流入、12,000円手前まで値を戻すな どボラティリティの高い状況が続きました。9月に入るとFRBが通常の2倍に あたる0.5%の利下げを決定したことが金利のつかない金の支援要因となり、NY 市場で2,708.7ドルと過去最高値を更新、国内市場も追随する動きから12,600円台 を回復しました。10月に入ると修正を経た後、急激な円安ドル高を背景に連日過 去最高値を更新して13.819円まで上昇、NY市場も過去最高値となる2.800ドル台 まで上昇しました。その後は利益確定の売りなどの持ち高調整で軟調に推移、米 国大統領選挙ではトランプ前大統領が圧勝したことから政策実現性が高まるとの 見方が強まり、「トランプ・トレード」が誘発されたことも圧迫要因となりまし た。12月に入り、シリアのアサド政権崩壊による地政学的リスクや、中央銀行が 11月に7ヶ月ぶりとなる金購入を再開したことなどを受けて反発、NY市場では 一時2,600ドルを割り込む場面も見られたものの、国内市場は円安基調を背景に上 昇しました。1月に入っても中国の金購入が好感され続伸、引き続き地政学的リ スクも意識されて2月には14,500円台まで上昇しました。その後は修正場面から 一時14,000円を割り込みましたが、円安ドル高を背景に上昇に転じて連日高値を 更新、3月後半には15,000円台に至りました。

為替市場においては、底堅い米国経済情勢を背景にFRB議長が政策金利を当 面の間、現行水準を維持する方針を示唆したことから利下げ観測が後退、また、 日銀の金融政策決定会合を受けて緩和的な金融政策が継続する見方が強まったこ とから、160円台前半まで円安ドル高が進行しました。5月に入り高値警戒感の中 でISM景況感指数などの米国主要指標が市場予想を下回ったことを受けて急落 場面となり、一時151円台後半へ調整安となりましたが、その後はFRBと日銀の 金融政策を巡るスタンスの違いが意識され、再び157円台半ばへ円安ドル高が進み ました。6月は一進一退の動きを経た後、日銀が国債買い入れの減額を先送りし たことなどから37年半ぶりとなる161円台まで円安ドル高が進行しました。7月に 入ると日米金利差の縮小を背景に円高ドル安が進行、FRBが9月の利下げ開始 を示唆した一方で、日銀が追加利上げと長期国債買い入れ減額を発表したことも 円高ドル安に拍車をかけました。8月には日銀高官が利上げを急がない姿勢を示 したことで一時的に円が反落しましたが、9月に入り軟調な米国の経済指標を受 けて再び円高ドル安が進み、一時140円を割り込みました。月後半の自民党総裁選 では、当初円売りドル買いが強まり、146円台に達しましたが、決選投票後に143 円台まで急落するなどボラティリティの高い展開となりました。10月に入ると石

— 14 —

破首相の「追加の利上げをする環境にはない」との発言や、米国雇用関連指標の強さを背景に大きく円安ドル高が進行しました。11月にはトランプ前大統領の勝利を経て、共和党が上下両院を制する見通しやFRB高官の利下げ慎重姿勢を背景に156円台後半まで上昇しましたが、その後は日銀の早期追加利上げ観測が浮上、11月末には一時150円を割り込む展開となりました。12月に入るとFRBが堅調な経済指標やインフレ再燃への警戒から利下げペース鈍化を示唆したことや、日銀の金融政策決定会合では植田総裁が利上げに慎重な姿勢を示したことから円安ドル高が進行、1月初旬には158円台後半に達しました。しかしその後は日銀が追加利上げを実施したことにより日米両国の金利差が縮小、2月の前半には一時150円台後半まで円高ドル安が進みました。その後も修正を繰り返しながら円高ドル安トレンドが継続、3月上旬には米国がカナダ、メキシコへの関税賦課を実施すると表明したことから146円台半ばまで円高ドル安が進行しました。その後は堅調な米国経済指標を背景に151円台まで反発しました。

このような環境のもとで、当社グループの当連結会計年度の商品デリバティブ取引の総売買高1,269千枚(前年同期比3.7%増)及び金融商品取引の総売買高2,335千枚(前年同期比19.9%減)となり、受入手数料7,537百万円(前年同期比2.8%増)、トレーディング損益27百万円の利益(前年同期は16百万円の損失)となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は営業収益7,662百万円(前年同期比3.5% 増)、純営業収益7,643百万円(前年同期比3.5%増)、経常利益2,153百万円(前年同期比2.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益1,915百万円(前年同期比33.9%増)となりました。

今後の安定的な収益拡大に向け、商品デリバティブ取引、取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」及び取引所為替証拠金取引「Yutaka24」を3本柱とし、特に取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」等の金融商品取引は急成長の途にあり、引き続き大きく成長させるよう注力してまいります。また、中期経営計画に基づき、早期の東京証券取引所会員資格取得を目指し、既存の経営資源・知的財産の更なる充実を図るとともに、有価証券等取扱いのための資源配分を進め、2023年度から2025年度までを計画期間としております。

— 15 —

(2) 設備投資の状況

当社グループ(当社及び連結子会社)の当連結会計年度における設備投資の総額は、54百万円であり、会計システム、商品デリバティブ事業等におけるシステム対応、及び回線設備等に投資しております。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位:百万円)

								(十四・ロハ11/
	区		分		第 66 期 (自 2021年4月1日) 至 2022年3月31日)	第 67 期 (自 2022年4月1日) 至 2023年3月31日)	第 68 期 (自 2023年4月1日) 至 2024年3月31日)	第69期(当連結会計年度) (自 2024年4月1日) 至 2025年3月31日)
営	業		収	益	6,715	6,874	7,402	7,662
純	営	業	収	益	6,694	6,856	7,386	7,643
経	常		利	益	1,463	1,605	2,098	2, 153
親会	社株 期	主に純	帰属` 利	する 益	975	888	1,430	1,915
1 杉	+当た	り当	期純	利益 (円)	177.77	161.83	259.93	343.86
総		資		産	78, 229	70,773	99,476	125, 860
純		資		産	10, 183	10,857	12, 471	13,800

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、表示単位未満を四捨五入しております。
 - 2. 当社は、株式給付信託(J-ESOP)を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式 は、株主資本において自己株式として計上しており、1株当たり当期純利益の算定上、期中 平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
 - 3. 当社は、株式給付信託(BBT-RS)を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式 は、株主資本において自己株式として計上しており、1株当たり当期純利益の算定上、期中 平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位:百万円)

経常利益 当期純利益	1,049	1,733	2, 181	2, 265 1, 684
1株当たり当期純利益 (円) 総 資 産	191.42	188. 14 70, 401	252. 26 98, 488	302.51 125,794

(注) 1株当たり当期純利益は、表示単位未満を四捨五入しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループの主要な事業である商品デリバティブ取引業は、市場での売買高 が減少傾向にあり、業界にとって厳しい事業環境にあります。

取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」の金融商品取引業は当社グループの収益基盤の柱として急成長の途にあり、引き続き大きく成長させることが重要な課題と考えております。また、中期経営計画に基づき、早期の東京証券取引所会員資格取得を目指し、既存の経営資源・知的財産の更なる充実を図るとともに、有価証券等取扱いのための資源配分を進め、2023年度から2025年度までを計画期間とし、「お客様第一主義の経営理念の下、顧客の求める金融商品ニーズに幅広く対応し、資産形成に資するとともに、成長を持続し、社会的責任を果たす」ことを目標といたします。

当社グループは、お客様に信頼頂ける企業集団となるべく、コンプライアンス 態勢の確立及び維持に向けて一層注力してまいります。また、情報ネットワーク 社会において大切なお客様情報を守るために、情報セキュリティ環境の向上及び 維持に向けて最大限の努力を図ってまいります。株主の皆様におかれましては、 今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社

- ① 親会社との関係 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 議決権比率	主要な事業の内容
	百万円		
ユタカ・アセット・トレーディング株式会社	200	100.00%	商品デリバティブ取引業等
	百万円		
ユ タ カ エ ス テ ー ト 株 式 会 社	30	100.00%	不 動 産 管 理

(注)連結子会社であった「YUTAKA SHOJI MALAYSIA SDN.BHD.」は、清算に伴い、連結の範囲から除外しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事 業 部 門	事 業 の 内 容
商品デリバティブ取引業	金融商品取引法上の商品デリバティブ取引商品先物取引法上の商品デリバティブ取引
金融商品取引業	取引所株価指数証拠金取引「ゆたか CFD」 取引所為替証拠金取引「Yutaka24」 株価指数先物取引 証券媒介取引等
不 動 産 管 理 業	研修施設等の管理

① 受託業務

金融商品取引法及び商品先物取引法に基づく商品デリバティブ取引業(商品デリバティブ取引)及び金融商品取引法に基づく金融商品取引業(取引所株価指数証拠金取引、取引所為替証拠金取引及び株価指数先物取引)に係る受託業務。

② 自己売買業務

商品デリバティブ取引、取引所株価指数証拠金取引、取引所為替証拠金取引 及び株価指数先物取引等における当社グループが自己の計算において行う取引 業務。

(8) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

〔当 社〕

本 社 東京都中央区

支 店 10店

	地	×					支	店		数	
東	京	地	区	新	宿	支	店(東京都新	宿 区)	等	3店
札	幌	地	区	札	幌	支	店(札幌市中	央 区)		1店
北	陸	地	区	金	沢	支	店 (石川県金	沢 市)		1店
名	古屋	로 地	区	名	古屋	屋 支	店(:	名古屋市中	村区)		1店
大	阪	地	区	大	阪	支	店(大阪市中	央 区)		1店
四	国	地	区	松	山	支	店(愛媛県松	山市)		1店
中	国	地	区	広	島	支	店()	太島 市	中区)		1店
福	岡	地	区	福	岡	支	店(福岡市博	多 区)		1店

〔子 会 社〕

会 社 名	所 在 地
ユタカ・アセット・トレーディング株式会社	東 京 都 中 央 区
ユ タ カ エ ス テ ー ト 株 式 会 社	東 京 都 中 央 区

(注)連結子会社であった「YUTAKA SHOJI MALAYSIA SDN.BHD.」は、清算に伴い、連結の範囲から除外しております。

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
348名	12名減少

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計又は平均	346名	5名減少	41歳9ヶ月	12年7ヶ月

⁽注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

		ſ	昔	ス		5	ŧ			借入金残高
株	式	会	社	三	井	住	友	銀	行	300百万円
株	式	会	社	7,	,	ず	ほ	銀	行	300百万円
株	式 会	会 社	西	日	本	シ	テ	イ 銀	行	100百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

24,000,000株

(2) 発行済株式の総数

8,897,472株(自己株式2,888,211株を含む。)

(3) 株 主 数

1,343名

(4) 大 株 主

持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
1,000	16.64
407	6.78
401	6.68
354	5.90
305	5.08
288	4.80
240	3.99
201	3.36
183	3.04
106	1.76
	(千株) 1,000 407 401 354 305 288 240 201

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 持株比率は自己株式(2,888,211株)を控除して計算しております(表示単位未満切り捨て)。
 - 3. (㈱日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式(354,910株)は、株式給付信託(J-ESOP及びBBT-RS)制度の信託財産であります。なお、当該株式は連結計算書類及び計算書類においては自己株式として処理しておりますが、持株比率からは控除しておりません。
 - 4. 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況は、当事業年度中に当社取締役(社外取締役を除く)10名に対して、業績連動型株式報酬として、当社普通株式138,390株を給付しております。なお、業績連動型株式報酬の詳細は後記「連結注記表(追加情報)(2)株式給付信託(BBT-RS)」に記載のとおりであります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	多々良 實夫	ユタカエステート(株)代表取締役会長
代表取締役社長	安成 政文	ユタカ・アセット・トレーディング㈱代表取締役社長
専務取締役	多々良 孝之	管理本部長
専務取締役	安達 芳則	営業統括本部長兼証券統括部長
取 締 役	日下 伸一	大阪営業本部長兼大阪支店長
取 締 役	瀧田 照久	コンプライアンス部長
取 締 役	鷹啄浩	法人営業部長
取 締 役	宮下 芳範	東京第二営業本部長兼新宿支店長
取 締 役	大橋 正直	名古屋営業本部長兼名古屋支店長
取 締 役	松本 一明	総務部長兼人事部長
取 締 役	寺田 達史	経営企画・リスク管理部長 ㈱MFS非常勤監査役
取締役	長尾和彦	社外取締役 ㈱レダックス社外取締役
監査役(常勤)	齋藤 正和	
監 査 役	北川 慎介	社外監查役 ㈱神戸製鋼所社外取締役 (一社)日本商事仲裁協会理事長
監 査 役	白須 敏朗	社外監査役 (一社)食品需給研究センター理事長 (一社)大日本水産会相談役 (公財)海外漁業協力財団理事長

- (注)1. 取締役長尾和彦氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 - 2. 監査役北川慎介及び白須敏朗の両氏は社外監査役であり、両氏は東京証券取引所に独立役員 として届け出ております。
 - 3. 責任限定契約の内容の概要 当社と社外取締役及び各監査役の全員は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条 第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。 当社の社外取締役及び各監査役の全員は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条 第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。
 - 4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(以下、「D&O保険」といい ます。)契約を保険会社と締結しております。これにより当社並びに子会社であるユタカ・ア セット・トレーディング(㈱及びユタカエステート(㈱の取締役全員及び監査役全員が業務に起 因して損害賠償責任を負った場合における損害(保険契約上で定められた免責事由に該当する ものを除きます。)等を填補することとしております。D&O保険の保険料は全額当社が負担し

ており、1年毎に更新しております。

- 5. 当事業年度中の役員の異動
 - (1) 2024年6月27日開催の第68回定時株主総会において、寺田達史氏が取締役に選任され就任 いたしました。
 - (2) 2024年6月27日開催の第68回定時株主総会において、白須敏朗氏が監査役に選任され就任 いたしました。
 - (3) 2024年6月27日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって、監査役福島啓史郎氏は、退 任いたしました。

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	当 社 と の 関 係
取締役	長尾和彦	(㈱カーチスホールディングス (現・㈱レダックス) は、当社との 取引関係はありません。
監 査 役	北川 慎介	(㈱神戸製鋼所は、当社との取引関係はありません。 (一社)日本商事仲裁協会は、当社との取引関係はありません。
監査役	白須 敏朗	(一社)食品需給研究センターは、当社との取引関係はありません。 (一社)大日本水産会は、当社との取引関係はありません。 (公財)海外漁業協力財団は、当社との取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏	名	主	な	活	動	状	況
取締役	長尾	和彦	当期開催の取 立場から議案 思決定と業務	審議等に適け	刃な発言	を適宜行い		
監査役	北川	慎介	当期開催の取 告を受けると 10回すべてに す。	ともに意見る	交換を行	い、また、	当期開·	催の監査役会
監査役	白須	敏朗	当期開催の取 出席し、代表 い、また、当 回すべてに出	取締役等か期開催の監査	ら報告を 査役会10	:受けると 回のうち	ともに対	意見交換を行 開催された8

(3) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

基本方針

当社の取締役の報酬は持続的な企業価値の向上を図る報酬体系とし、企業理念を実践する優秀な人材を取締役として登用できる報酬水準としております。個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

② 報酬体系

報酬体系は、取締役を対象とした定額報酬としての「基本報酬」及び業績連動報酬として「業績連動型株式報酬」により構成し、代表取締役会長、代表取締役社長、専務取締役、常務取締役(以下、「役付取締役等」という。)を対象とした前述の「基本報酬」及び「業績連動型株式報酬」の構成に業績連動報酬として「賞与」を加えております。また監督機能を担う社外取締役及び監査役については、その職務に鑑み「基本報酬」のみを支払うこととしております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議

役員区分	幸民酉州 0	D種類	報酬限度額	株主総会決議年月日		決議時点の 役員の員数	
	固定報酬	基本報酬	年額350百万円以内	1991年6月27日	第35回定時	取締役20名	
		賞与 (役付取締役等)	牛飯330日刀口从內	1331407271	株主総会	以称仅20名	
取締役		業績連動型株式報酬	年額30百万円以内			取締役12名	
	業績連動報酬	(社外取締 役を除く取 締役)	(年額35,000ポイント以内)	2024年6月27日	第68回定時 株主総会	(うち非業務 執行取締役 は、社外取 締役1名)	
監査役	固定報酬	基本報酬	年額30百万円以内	1991年6月27日	第35回定時 株主総会	監査役3名	

⁽注) 業績連動型株式報酬で付与されるポイントは㈱日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式における1株当たりの帳簿価額を1ポイントとしております。

④ 定額報酬と業績連動報酬の構成割合

各報酬要素の構成割合は、持続的な企業価値の向上を健全に動機付けることを目的として、取締役は固定報酬としての「基本報酬」及び業績連動報酬として「業績連動型株式報酬」との比率が概ね9:1となるよう設定しており、役付取締役等は固定報酬としての「基本報酬」及び業績連動報酬として「賞与」並びに「業績連動型株式報酬」との比率が概ね6:3:1となるよう設定しております。

⑤ 取締役の報酬等の決定方針

報酬(の種類	決定方針の概要
固定報酬	基本報酬	役位、職責及び在任年数等に応じて支給額を決定するものとしております。なお、個人別の報酬額の決定方針は指名報酬委員会が取締役会の諮問に応じて審議をし、取締役会に答申した内容に従って決定しております。
	賞与	中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため 業績指標を反映した現金報酬とし、当事業年度の当期純利益の金額に、 その時々において経営上重視する指標を加味して算出された額を賞与 として定時株主総会終了後に一括支給しております。なお、個人別の 報酬額の決定方針は指名報酬委員会が取締役会の諮問に応じて審議を し、取締役会に答申した内容に従って決定しております。
業績連動報酬	業績連動型株式報酬	中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため 業績指標を反映した非金銭報酬とし、当社普通株式を当社が定めてい ます役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算 した金額相当の金銭を信託を通じて給付しております。当社株式を給 付する時期は、原則として毎年一定の時期とし、当社株式を時価で換 算した金額相当の金銭を給付する時期は、取締役退任後に支給してお ります。

- (注) 1. 賞与の額の算定の基礎として選定した業績指標である当事業年度の当期純利益は前記「1.企業集団の現況に関する事項(4)企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移②当社の財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。
 - 2. 当社の業績連動型株式報酬として「株式給付信託(BBT-RS)」を導入しております。なお、詳細は後記「連結注記表(追加情報)(2)株式給付信託(BBT-RS)」に記載のとおりであります。
 - ⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 指名報酬委員会が取締役会の諮問に応じて審議をし、取締役会に答申した内容に従って決定 しなければならないこととしております。
 - ⑦ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

指名報酬委員会では、取締役の個人別の報酬等の内容と決定方針の整合性等を確認している ため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿 うものであると判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	報酬等の総額	報酬等の種	対象となる	
仅貝匹刀	対対対	基本報酬	業績連動報酬等	役員の員数
取 締 役	264百万円	161百万円	102百万円	12名
(うち社外取締役)	(5百万円)	(5百万円)	(一百万円)	(1名)
監 査 役	16百万円	16百万円	一百万円	4名
(うち社外監査役)	(10百万円)	(10百万円)	(一百万円)	(3名)
合計	280百万円	178百万円	102百万円	16名

- (注) 1. 上記には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
 - 2. 業績連動型報酬等には、当事業年度に係る賞与78百万円及び業績連動型株式報酬24百万円が それぞれ含まれております。
 - 3. 業績連動型報酬等に含まれる業績連動型株式報酬は、業績達成度に応じて付与されたポイントに相当する当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬制度に基づき、当事業年度に費用計上した業績連動型株式報酬相当額であります。
 - 4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 東陽監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

32百万円

- ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 32百万円
- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏ま え、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等 を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っ ております。

(3) 非監査業務の内容

取引所株価指数証拠金取引「ゆたかCFD」及び株価指数先物取引に係る顧客資産の分別管理に関する保証業務、取引所為替証拠金取引「Yutaka24」に係る顧客預り金の区分管理の状況に関連して合意された手続業務を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が、会社法や公認会計士法等の法令に違反し、又は抵触した場合、 会計監査人としての職務を適正に遂行することに支障があると判断した場合、その必要があると判 断した場合は、監査役会が当該会計監査人の解任又は不再任について決議して株主総会に提案しま す。

また、監査役会は会社法第340条第1項に定める事由に該当すると判断した場合は、全員一致の 決議により監査役会が当該会計監査人を解任します。

5. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため の体制

(会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項第4号)

- 「倫理規程・行動規範」を定め、役職員に対して企業倫理・法令遵守の徹底を図ります。
- ・マネーロンダリング及びテロ資金提供対策を始めとした反社会的勢力との関係を遮断します。
- ・コンプライアンス研修等を通じ、当社及び子会社からなるグループ全体に適切なコンプライアンス体制を構築していきます。
- ・内部通報制度として、管理本部及び監査室に内部窓口、当社顧問弁護士事務所に外部窓口を 設置し、「公益通報者保護規程」を定めております。
- ・独立性を保持した監査室は当社の業務全般に関する内部監査を実施、検討及び助言を行います。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (会社法施行規則第100条第1項第1号)
 - ・取締役の職務の執行に係る情報について、保存期間及び管理方法等を定めた社内規程を制定し、適切に保存管理します。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- ・事業環境に係るリスクに対して統合的なリスク管理を行うため「経営リスク管理規程」を定め、当該規程に基づき経営リスク管理委員会を設置し、リスク管理の実効性の向上に努めます。また、経営リスク管理委員会は把握するリスクについて、定期的に当該リスクを数値化し、立案したリスク対策とともにリスク報告書として取締役会等へ報告します。
- ・建物あるいは設備の機能を損なう地震、火災及び事故等の災害の発生時並びにサイバー攻撃 等発生時には、事業の継続及び早期の復旧を図るため「事業継続計画(BCP)基本規程」に 基づき適切に対応します。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則第100条第1項第3号)
 - 取締役の業務執行が効率的に行われることを確保するため、組織、業務分掌、職務権限、委員会及び稟議等の諸規程を定め、事業運営が効率的に行える体制を構築していきます。
- (5) 当社及び子会社からなるグループにおける業務の適正を確保するための体制 (会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項第5号)
 - ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する 体制
 - ・当社役職員に子会社の取締役又は監査役を兼任又は出向させ、当社の意思を経営に反映させています。

- ・当社の「取締役会規程」を準用させた子会社当該規程に基づき、業績及び財務等の状況について定期的に当社代表取締役へ報告する体制としております。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・グループ会社は、各子会社の業務の健全性及び適切性確保のため、「内部統制の基本方針」 及び当該方針に基づき毎年度作成する「内部統制の整備・運用評価の基本計画書」により、 適切なリスク発生の把握に努め、グループ会社一体として損失の危険を管理する体制を構築 していきます。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社の「取締役会規程」を準用させた子会社当該規程により当社への報告すべき事項を明確 にし、また、「業務マニュアル」により子会社の取締役等の職務範囲及び権限を明確にする ことにより、子会社事業の運営が効率的に行える体制を構築していきます。
- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを 確保するための体制
 - ・当社役職員に子会社の取締役又は監査役を兼任又は出向させ、当社の「倫理規程・行動規 範」に基づいて、子会社の役職員に対して企業倫理・法令遵守の徹底を図ります。
 - ・独立性を保持した監査室は子会社の業務全般に関する内部監査を実施、検討及び助言を行い ます。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使 用人に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号)

- ・監査役の事務処理等を補助する従業員を総務部に設置します。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該 使用人に対する指示の実効性の確保に関するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第2号及び同項第3号)

- ・当社は、監査役の職務の独立性を確保するため、前項の従業員が行う監査業務の補助については、所属部門の取締役の指揮命令を受けないものと定めております。また、監査役の指示の実効性を確保するため、監査役から従業員に対し、監査役の職務の補助業務の遂行の指示があった場合には、当該従業員は監査役の指揮命令に従うものと定めております。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 (会社法施行規則第100条第3項第4号及び同項第5号)
 - ・当社は、役職員が、グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見 したときは、直ちに監査役に報告する体制としております。また、管理本部長は、内部通報 業務執行状況を取締役社長及び必要に応じて監査役会に報告します。
 - ・内部監査の実施状況の報告により、監査役が監査室と連携して効率的に監査を実施できる体制を確保しています。
 - 監査役へ報告をしたグループ会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利に 取扱うことを禁止し、その旨をグループ会社の役職員に周知徹底します。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第6号)

・監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした場合は、速 やかに当該費用又は債務を処理します。

(10) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第7号)

- ・監査役は、取締役会や重要な会議等への出席及び稟議等の業務執行に係る重要な書類の閲覧 などで、グループ会社の業務の執行状況等について監査し、定期的に代表取締役と意見交換 を行います。
- ・監査役は、会計監査人と定期的に意見交換を行い、職務の執行に際して必要な場合は弁護士 等の外部の専門家を活用します。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項

当社の、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行に関する事項

役職員に対してコンプライアンス教育を実施するとともに、監査役監査及び定期の内部監査を 通じて、役職員の職務の執行が法令、定款及び諸規程等に基づき執行されていることを確認してお ります。

決裁や承認及びその他社内手続きに係る証憑の書面化と電子化の環境を整備し、「文書取扱規程」に基づき適切な保存管理を行うとともに、「情報セキュリティ管理規程」及び「文書情報管理規定」に基づく情報区分と重要度に応じた情報管理を徹底しております。

定時取締役会を月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令、定款等に定められた事項、経営方針及び予算の策定等の経営に関する重要事項を審議し決定しております。

すべての取締役会には独立性を保持した監査役が出席し、職務執行に関する意思決定を監督しております。

(2) 損失の危険の管理に関する事項

当社の事業環境に係る様々なリスクについて、経営における重大な損失、不利益等を最小化するために「経営リスク管理規程」を定め、定期的に経営リスク管理委員会を開催しております。経営リスク管理委員会では半期毎に、リスク分析、評価及び対策について検討し、それらの結果をリスク報告書として取締役会等に報告しております。報告を受けた取締役会等は協議を行う等、適切なリスク管理を行っております。

(3) 当社及び子会社からなるグループの業務の適正の確保に関する事項

子会社の経営状況等については、当社の代表取締役に対して各子会社の代表取締役より適時報 告を受け、現状を把握しております。

報告を受けた当社の代表取締役は子会社の経営状況等について、協議が必要と判断した場合には、取締役会又は常務会等で協議を行います。

(4) 監査役の職務執行に関する事項

監査役会は独立性の高い社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、定例の開催では 常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換が行われております。監 査役は、取締役会を含む重要な会議へ出席し、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ て役職員に説明を求めております。

監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査部門と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視をしております。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数及び持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

また、上記以外の比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位:千円)

		j	資	産		の	部	負債の部
		科		目			金 額	科 目 金額
流	動	資	産				119, 790, 116	流動負債 110,399,412
	現	金	及	び	預	金	8,470,274	短期借入金 700,000
							, ,	リース債務 2,549
	委	託	者	未	収	金	17,544	未 払 法 人 税 等 347,562
	有		価	訂	Ē	券	1,000,000	賞 与 引 当 金 175,384 役員賞与引当金 78,000
	約	定	見	迈	勘	定	4,130	世界 20 1 2 2 3 3 4 78,000 1 3 4 59,847,132 1 59,847,132
		, –					,	預り証拠金代用有価証券 28,497,071
	保	管	有	価	証	券	28, 497, 071	金融商品取引保証金 20,251,964
	差	入	. 化	呆	証	金	64, 408, 306	・
	禾	11 世	生币	bn B√	引差	三仝	15, 762, 380	固定負債 1,576,254
		11.71) I Z			リース債務 9,151
	そ		0	り		他	1,632,570	繰延税金負債 185,847
	貸	倒	1 3	;[当	金	△2,162	株式給付引当金 138,251
固	定	資	産				6, 070, 777	役員株式給付引当金 79,145
-								役員退職慰労引当金 172,670
1	那	固定	資	産			3, 009, 062	訴訟損失引当金 163,500
	建	物	及て	ゾ構	築	物	795, 797	退職給付に係る負債 793,618
	00		77	~ 111	/:44:	П	104 940	その他 34,068
	器	具	及	び	備	品	104, 249	特別法上の準備金 85,099
	土					地	2,098,378	商 品 取 引 責 任 準 備 金 40,273 40,273
	IJ	_		Z	資	産	10,637	金融商品取引責任準備金 44,826
			-		_	/王	,	(金融商品取引法第40余の5)
*	# 形	山区	資	苼			121, 592	負債 合計 112,060,766 純資産の部
	そ		0	り		他	121,592	株主資本 13,246,426
	資子	- の他	の資	産			2, 940, 121	資 本 金 1,722,000
"					ニナ	244		資本剰余金 1,257,794
	投	資	有	価	証	券	2,012,878	利益剰余金 12,089,193
	長	期	差	入 保	! 証	金	217,683	自 己 株 式 △1,822,560
	長	期	1	Ť	付	金	4, 238	その他の包括利益累計額 553,701
		791			1.3			その他有価証券評価差額金 491,725
	そ		0	D		他	885,619	退職給付に係る調整累計額 61,975
	貸	倒	j 5		当	金	△180,299	純 資 産 合 計 13,800,127
Ì	Ĩ	産		合	Ē	†	125, 860, 893	負債純資産合計 125,860,893

連結損益計算書

(自 2024年4月1日) 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

科目	金	額
営 業 収 益		
受 入 手 数 料	7, 537, 338	
トレーディング損益	27,778	
その他の営業収益	97,000	7,662,117
金 融 費 用		18,311
純 営 業 収 益		7, 643, 806
営 業 費 用		
販売費及び一般管理費	5, 569, 540	5, 569, 540
営 業 利 益		2, 074, 265
営業外収益		
受 取 利 息	22, 451	
受 取 配 当 金	54, 419	
その他	15, 164	92,035
営 業 外 費 用		
為替差損	8, 125	
投資事業組合運用損	4, 378	
貸倒引当金繰入額	485	
権利金償却	48	
その他	9	13, 045
経 常 利 益		2, 153, 255
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	393, 847	
商品取引責任準備金戻入額	157, 415	
訴訟損失引当金戻入額	13, 421	
保険解約返戻金	4, 762	***
為替換算調整勘定取崩益	55, 064	624, 511
特別損失	00.055	
投資有価証券評価損	98, 055	
金融商品取引責任準備金繰入額	10,095	111 010
リース解約損	3,766	111,916
税金等調整前当期純利益	E01 00E	2, 665, 850
法人税、住民税及び事業税	731, 327	FF0 F00
法人税等調整額	19, 406	750, 733
当期純利益		1, 915, 116
親会社株主に帰属する当期純利益		1, 915, 116

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日) 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

										T 1 1 1 1 1 1 1 1 1
区	ا ن	Δ		株		‡	主		資 本	
	分	資	本	金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当其	月 首	残	高	1,	722,	000	1,106,419	10,579,560	△1,781,638	11,626,340
当其	月 変	動	額							
剰分	金	の配	当					△405, 483		△405, 483
親会社构	*主に帰属	属する当期終	利益					1,915,116		1,915,116
自己	株式	ぱの 処	分				151,375		93,625	245,000
自己	株式	ぱの 取	得						△45	△45
株式給付	信託によ	る自己株式の	D処分						110,498	110,498
株式給付	信託によ	る自己株式の	D取得						△245,000	△245,000
		外の項目 額 (純	∄ の額)							
当 期	変動)額 合	計			_	151,375	1,509,633	△40,922	1,620,085
当 其	月 末	残	高	1,	722,	000	1,257,794	12,089,193	△1,822,560	13, 246, 426

	その				
区 分	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	純資産合計
当 期 首 残 高	783, 478	40,434	20,778	844,691	12, 471, 032
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△405 , 483
親会社株主に帰属する当期純利益					1,915,116
自己株式の処分					245,000
自己株式の取得					△45
株式給付信託による自己株式の処分					110,498
株式給付信託による自己株式の取得					△245,000
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△291,753	△40,434	41, 197	△290,990	△290, 990
当期変動額合計	△291,753	△40,434	41, 197	△290,990	1,329,095
当 期 末 残 高	491,725	_	61,975	553,701	13, 800, 127

連結注記表

当社の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」(平成18年2月7日 法務省令第13号)に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(日本証券業協会自主規制規則昭和49年11月14日付)に準拠して作成しております。また、商品デリバティブ取引業の固有事項については、「商品先物取引業統一経理基準」(日本商品先物取引協会平成23年3月2日改正)及び「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」(日本商品先物取引協会令和2年5月28日改正)に準拠して作成しております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2 を

連結子会社の名称 ユタカ・アセット・トレーディング(株)

ユタカエステート(株)

連結子会社であった「YUTAKA SHOJI MALAYSIA SDN.BHD.」は、清算に伴い、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用非連結子会社及び関連会社はありません。

- 3. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・その他有価証券
 - a. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

b. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)は組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 保管有価証券の評価基準及び評価方法

(㈱日本証券クリアリング機構の先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則に基づく充用価格によっております。

- ③ デリバティブの評価基準及び評価方法
 - 時価法
- ④ 商品の評価基準及び評価方法
 - a. 通常の販売目的で保有する商品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

b.トレーディング目的で保有する商品

時価法

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日 以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年~47年

器具及び備品 4年~20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額 法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- (3) 重要な引当金及び特別法上の準備金の計上基準
 - ① 貸倒引当金は、期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率 により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額 を計上しております。
 - ② 賞与引当金は、従業員への賞与の支給に充てるため、過去の支給実績額を勘案し、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金は、役員への賞与の支給に充てるため、当連結会計年度の負担すべき支給見 込額を計上しております。
 - ④ 株式給付引当金は、株式給付規程に基づく従業員への当社株式又は金銭の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
 - ⑤ 役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく役員への当社株式又は金銭の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
 - ⑥ 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度未要支給額を計上しております。
 - ⑦ 訴訟損失引当金は、商品取引事故及び金融商品取引事故等による損失に備えるため、損害賠償請求等に伴う損失の見込額のうち、商品取引責任準備金及び金融商品取引責任準備金の期末残高を勘案して、当連結会計年度において必要と認められる金額を計上しております。
 - ⑧ 商品取引責任準備金は、商品取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条の 規定に基づいて計上しております。
 - ③ 金融商品取引責任準備金は、金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づいて計上しております。

- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
 - ① 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
 - ② 退職給付に係る会計処理の方法
 - a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる 方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年) による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

- ③ 重要なヘッジ会計の方法
 - a. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を適用しております.

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段:金利スワップ ヘッジ対象:借入金の利息

c. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを行っております。

d. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジ有効性評価は省略しております。

- ④ 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しておりま す。
- ⑤ 収益及び費用の計上基準
 - a. 商品デリバティブ取引

主に金融商品取引法及び商品先物取引法に基づく商品デリバティブ取引の受託業務を行っております。当該取引の受託については委託者の取引が約定した時点で収益を認識しております

b. 金融商品取引

主に金融商品取引法に基づく取引所株価指数証拠金取引、取引所為替証拠金取引及び株価指数先物取引の受託業務を行っております。当該取引の受託については委託者の取引が約定した時点で収益を認識しております。

c. 証券媒介取引

主に媒介先との金融商品取引業務に関する業務委託基本契約に基づく有価証券の売買の媒介 業務を行っております。当該取引の媒介については委託者の取引が約定した時点で収益を認 識しております。

(会計基準の改正に伴う会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による当連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による当連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

- 1. 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。
- 2. 当連結会計年度に係る連結計算書類の1.の項目に計上した額 繰延税金資産(繰延税金負債と相殺前)108,517千円 訴訟損失引当金163.500千円
- 3. 2.のほか、1.に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識し、繰延税 金負債は、将来加算一時差異について認識しております。

当該課税所得の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

訴訟損失引当金の認識は、商品取引事故及び金融商品取引事故等による損失に備えるため、損害 賠償請求等に伴う損失の見込額のうち、商品取引責任準備金及び金融商品取引責任準備金の期末 残高を勘案して訴訟損失引当金を計上しておりますが、当社に対する新たな訴訟の提起や判決等 により見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、訴訟損失引当金の金額 に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

- ・ 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引
 - (1) 株式給付信託(J-ESOP)

当社は、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」(以下、本項目において「本制度」という。)を導入しております。

① 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に 対し当社株式又は金銭を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じ てポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当 する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭 により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入によ り、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取組 むことに寄与することが期待されます。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式は、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末88,545千円、187,200株、当連結会計年度末196,881千円、260,600株であります。

(2) 株式給付信託(BBT-RS)

当社は、当社の取締役(社外取締役は除きます。)に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT-RS (=Board Benefit Trust-Restricted Stock))」(以下、本項目において「本制度」という。)を導入しております。

① 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。また、取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、原則として当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。本制度の導入により、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式は、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末68,190千円、138,700株、当連結会計年度末94,356千円、94,310株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務 担保に供している資産

現金	及び預金	50,000千円
その他	(流動資産)	300,000千円
建物及	び構築物	630,196千円
土	地	2,085,938千円
	計	3,066,134千円

なお、このほかに商品デリバティブ取引証拠金の代用として㈱日本証券クリアリング機構等に保管有価証券28.497.071千円を預託しております。

担保に係る債務

短期借入金

700,000千円

商品先物取引法第179条第7項の規定に基づく銀行等の保証による契約預託額

600,000千円

商品先物取引法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額 1,000,000千円

金融商品取引業等に関する内閣府令附則(平成26年2月26日内閣府令第11号)第2条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額 500,000千円

2. 資産から直接控除した減価償却累計額 有形固定資産

2,310,738千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	8, 897, 472	_	_	8, 897, 472

2. 自己株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	3, 389, 082	175,029	320,990	3, 243, 121

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託(J-ESOP及びBBT-RS)制度の信託財産として (㈱日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式(当連結会計年度期首325,900株、当連結会計年度末354,910株)が含まれております。
 - 2. (変動事由の概要)

端数株式の買取りによる増加

29株

株式給付信託 (J-ESOP及びBBT-RS) の追加拠出による増加

175,000株

株式給付信託(J-ESOP及びBBT-RS)の追加拠出に伴う第三者割

175,000株

当による自己株式処分による減少

株式給付信託 (BBT-RS) の譲渡制限付き株式給付による減少

138,390株

株式給付信託 (J-ESOP) の受益権行使による減少

7,600株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 27 日定 時 株 主 総 会	普通株式	405,483千円	69円50銭	2024年3月31日	2024年6月28日

- (注) 2024年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP及びBBT)制度の信託財産として㈱日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式に対する配当金22.650千円が含まれております。
 - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 27 日 定 時 株 主 総 会	普通株式	516,796千円	86円00銭	2025年3月31日	2025年6月30日

- (注) 1. 2025年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP及びBBT-RS)制度の信託財産として㈱日本カストディ銀行(信託E口)が保有する自社の株式に対する配当金30,522千円が含まれております。
 - 2. 配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に商品デリバティブ取引業及び金融商品取引業等の受託業務及び自己ディーリング業務を行っております。当社グループは、一時的な余資は預金等で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社グループが保有する主要な金融資産及び金融負債には、法律に基づき委託者から受託取引に伴い受け入れた預託額があります。商品デリバティブ取引においては、金融商品取引法、商品先物取引法及び関連法令の適用を受けて、委託者から取引に係る保証金等として受け入れた現金については「預り証拠金」、また代用有価証券(一定の評価基準に基づいた時価による評価額)を「預り証拠金代用有価証券」(ともに金融負債)として計上し、一方において委託者の計算による取引に係る保証金等として加減算した金額を㈱日本証券クリアリング機構に差入れるとともに、現金については「差入保証金」、代用有価証券については「保管有価証券」(ともに金融資産)として計上されております。また、取引所株価指数証拠金取引、取引所為替証拠金取引及び株価指数先物取引においては、金融商品取引法の適用を受けて、委託者から取引に係る保証金等として受け入れた現金を「金融商品取引保証金」(金融負債)として計上し、一方において同額を㈱日本証券クリアリング機構又は㈱東京金融取引所に差入れ分離保管されるとともに、「差入保証金」(金融資産)として計上されております。これらの金融資産については、清算機構(アウトハウス型クリアリングハウス)又は取引所に預託していることから信用リスクは殆どないと判断されます。

営業債権である委託者未収金は、委託者の信用リスクに晒されており、当社の社内規程に従い、委託者ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な委託者の信用状況を四半期ごとに 把握する体制を採用し、1年以内に回収されるものであります。投資有価証券については、市場 価格の変動リスクに晒されております。

金融負債については、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。このうち変動金 利の短期借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部の短期借入金については、支 払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約にてデリバティブ取引 (金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。ヘッジの有効性については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため省略しております。

デリバティブ取引の執行及び管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。当該デリバティブ取引に伴って、当社グループの財務状況に大きな影響を与えると考えられる主要な要因として、市場リスク(マーケット・リスク)が挙げられます。原商品等の市場価格の変動に伴って、当該デリバティブ取引契約残高の価値(時価額)が増減する場合のその価値の増減を、市場リスクと認識しております。

信用リスク(取引先リスク)については、主として取引所取引に限定しているため、取引所取引では取引所を通して日々決済が行われておりますので、当該リスクは殆どないと認識しております。

当社グループは、デリバティブ取引のディーリング業務を遂行するうえで、経営の健全性を保持する観点からリスク管理が極めて重要であると認識しております。

リスク管理の基本的姿勢は、当社グループの財務状況に対応してリスクを効率的にコントロールすることであります。当社は、ディーリング関連規程に基づき、毎期首に定める経営方針及び 年度予算と連携して年間のディーリング計画を策定し、運営、管理しております。

リスク管理体制は、売買を執行する部署から独立したリスク管理部署が、日次、週次、月次の ポジション・リスク及びトレーディング損益の状況をチェックする体制となっており、その情報 は担当役員及び関連部署に報告されて、月次の定例取締役会に報告されております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

区 分		連結貸借対照表計上額	時 価	差額
保管有価証券		28, 497, 071	37, 848, 973	9,351,902
投資有価証券	(*2)	1,648,213	1,648,213	_
資産計		30, 145, 285	39, 497, 187	9, 351, 902
預り証拠金代用有価証	券	28, 497, 071	37, 848, 973	9,351,902
負債計		28, 497, 071	37, 848, 973	9,351,902
デリバティブ取引	(*3)	4, 130	4, 130	_

- (*1) 現金及び預金、有価証券(合同運用指定金銭信託)、差入保証金、委託者先物取引差金(借方)、短期借入金、預り証拠金及び金融商品取引保証金等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (*2) 市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:千円)

区 分		連結貸借対照表計上額
非上場株式	(注) 1.	284, 637
組合出資金	(注) 2.	80,027

- (注) 1. 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指 針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
 - 2. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針 第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
 - (*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の 債務となる項目については、()で示しております。
 - 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される 当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時 価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位: 千円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	1,648,213	_	_	1,648,213
資産計	1,648,213	_	_	1,648,213
デリバティブ取引 (*1)				
株式関連	4, 130	-	_	4,130
デリバティブ取引計	4, 130	_	_	4,130

- (*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の 債務となる項目については、()で示しております。
- (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:千円)

				(1122 1147
区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
保管有価証券	37, 848, 973	_	_	37, 848, 973
資産計	37, 848, 973	_	_	37, 848, 973
預り証拠金代用有価証券	37, 848, 973	_	_	37, 848, 973
負債計	37, 848, 973	_	_	37, 848, 973

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 投資有価証券

投資有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や上場投資信託、国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に株式、地方債、社債、及び住宅ローン担保証券がこれに含まれます。相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

① その他有価証券で時価のあるもの

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計 上 額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	1, 366, 128	590,826	775, 302
小計	1, 366, 128	590,826	775, 302
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	282, 085	339, 331	△57, 246
小計	282, 085	339, 331	△57,246
合計	1,648,213	930, 157	718,056

② 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

種類	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	618,784	393, 847	_
合計	618,784	393, 847	_

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1の時価に分類しており、主に商品取引、株式関連取引、及び通貨関連取引がこれに含まれます。

①ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項なし

②ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項なし

保管有価証券

保管有価証券については、商品デリバティブ取引において委託者の計算による取引に係る受入保証金等として、有価証券を㈱日本証券クリアリング機構へ差し入れたものであり、預り証拠金代用有価証券との対照勘定であります。連結貸借対照表価額は㈱日本証券クリアリング機構の先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則により当該有価証券の一定の評価基準による充用価格で計上されております。当該有価証券については、すべて活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものでありレベル1の時価に分類しております。

預り証拠金代用有価証券

預り証拠金代用有価証券については、商品デリバティブ取引において委託者より取引に係る受入 保証金等として受け入れた代用有価証券で㈱日本証券クリアリング機構へ預託するものであり、対 照勘定である保管有価証券と同様に連結貸借対照表価額は㈱日本証券クリアリング機構の先物・オ プション取引に係る取引証拠金等に関する規則により当該有価証券の一定の評価基準による充用価 格で計上されております。当該有価証券については、すべて活発な市場における無調整の相場価格 を利用できるものでありレベル1の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	営	営業収益計			
	商品デリバティブ取引	金融商品取引	その他	合 計	
現金先物取引					
農産物市場	2, 484	_	_	2,484	
貴金属市場	5, 854, 886	_	_	5, 854, 886	
ゴム市場	8, 464	_	_	8,464	
エネルギー市場	_	-	_	-	
中京石油市場	317	-	_	317	
現金決済先物取引					
貴金属市場	28, 512	-	_	28, 512	
エネルギー市場	73, 195	_	_	73, 195	
商品指数市場	_	_	_	_	
国内市場	5, 967, 861	_	_	5,967,861	
海外市場	20,610	_	_	20,610	
商品デリバティブ取引計	5, 988, 471	-	_	5, 988, 471	
取引所株価指数証拠金取引	_	1, 165, 765	_	1, 165, 765	
取引所為替証拠金取引	_	363, 269	_	363, 269	
株価指数先物等取引	_	18,570	_	18,570	
証券媒介取引	_	839	_	839	
国内市場計	_	1, 548, 444	_	1, 548, 444	
海外市場計	_	422	_	422	
金融商品取引計	_	1,548,867	_	1,548,867	
その他	_	-	7,571	7,571	
顧客との契約から生じる収益	5, 988, 471	1,548,867	7,571	7,544,910	
その他の収益	48,754	△21,604	90,057	117,207	
外部顧客への売上高	6, 037, 225	1,527,263	97,629	7,662,117	

⁽注) 1. 商品デリバティブ取引には、金融商品取引法及び商品先物取引法に基づく取引を含めて記載 しております。

^{2.} 顧客との契約から生じる収益(その他)の内訳は主に貴金属等現物売買取引となっております。

- 2. 収益を理解するための基礎となる情報は連結注記表(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3.会計方針に関する事項(4)その他連結計算書類の作成のための重要な事項(5)収益及び費用の計上基準と同一であります。
- 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
 - (1) 顧客との契約から生じた債権の残高

(単位: 千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	197, 189
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	190, 557

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、 顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

2,440円62銭 343円86銭

- 1株当たり当期純利益
- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり 純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株 当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており ます。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は354,910株であ り、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は381,462株で あります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、 千円未満を切り捨てて表示しております。なお、1株当たり情報については、表示単位未満を四捨 五入して表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

		j	資	産		の	部	負債の部
		科		目			金 額	科 目 金額
流	動	資	産				119, 711, 220	流 動 負 債 110,559,481
	現	金	及	び	預	金	8, 155, 810	短期借入金 700,000 リース債務 2,549
	委	託	者	未	収	金	17,544	未 払 法 人 税 等 344,565
	有	,	価	証		券	1,000,000	未 払 消 費 税 等 165,764
	前	;	払	費		用	42,541	賞 与 引 当 金 174,890
	約	定	見	返	勘	定	216	役員賞与引当金 78,000 預り証拠金 59,939,609
	短	期	1	章 亻	寸	金	239, 919	預り証拠金代用有価証券 28,497,071
	保	管	有	価	証	券	28, 497, 071	金融商品取引保証金 20,326,462
	差	入			iii. IF.	金	64, 408, 306	その他 330,569 固定負債 1,575,642
	-			勿取引	.—		15, 762, 380	リース債務 9,151
	女	山石		и 4X : D	기 左	也		繰延税金負債 123,015
		l st il			.1.		1,589,712	退職給付引当金 855,594
_	貸	倒		<u>}</u>	当	金	△2, 282	株 式 給 付 引 当 金 138,251 役員株式給付引当金 79,145
固	定	資	産				6, 082, 951	役員退職慰労引当金 172,670
1	1形	固定	資	産			2, 550, 255	訴訟損失引当金 163,500
	建					物	554, 252	資産除去債務 31,397
	構		多	~		物	1,921	その 他 2,916 特別法上の準備金 85,099
	器	具	及	び	備	品	104, 249	帝 日 取 引 書 だ 潍 農 今
	土					地	1,879,193	(商品先物取引法第221条) 40,273
	IJ	_	,	ス j	資	産	10,637	金融商品取引責任準備金 44,826 (金融商品取引法第46条の5)
#	無形	固定	資	産			121,592	負 債 合 計 112,220,224
	ソ	フ	ト	ウ	エ	ア	121,592	純資産の部
ž	没資で	の他	の資	産			3, 411, 103	株 主 資 本 13,082,221 資 本 金 1,722,000
	投	資	有	価	証	券	2,012,878	資本剰余金 1,257,794
	関	係	会	社	株	式	136,011	資本準備金 1,104,480
	長			、保		金	553,053	その他資本剰余金 153,314 利益剰余金 11,940,503
	長	期			寸 	金	4, 238	利益準備金 430,500
			_					その他利益剰余金 11,510,003
				者 未			173, 012	別 途 積 立 金 5,700,000
	長	期	前		費	用	6, 132	繰越利益剰余金 5,810,003 自己株式 △1,838,075
	保	険			立	金	672, 916	評価・換算差額等 491,725
	そ		C	D		他	33, 157	その他有価証券評価差額金 491,725
L.,	貸	倒	Ē	-	当 <u></u>	金	△180, 299	純 資 産 合 計 13,573,947
ĺ	資	産		合	Ī	†	125, 794, 171	負債純資産合計 125,794,171

損益計算書

(自 2024年4月1日) 至 2025年3月31日)

科 目	金	額
営 業 収 益		
受 入 手 数 料	7,534,410	
トレーディング損益	57,800	
その他の営業収益	97, 931	7,690,142
金 融 費 用		17,713
純 営 業 収 益		7, 672, 429
営 業 費 用		
販売費及び一般管理費	5, 494, 365	5, 494, 365
営 業 利 益		2, 178, 063
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7,657	
受 取 配 当 金	61,919	
為替差益	91	
出向者負担金受入額	8,621	
そ の 他	14, 448	92,738
営業 外費 用		
投資事業組合運用損 貸倒引当金繰入額	4, 378 470	
権利金償却	48	
そ の 他	0	4,896
経 常 利 益		2, 265, 905
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	393,847	
商品取引責任準備金戻入額	157,415	
訴訟損失引当金戻入額	13, 421	
保険解約返戻金	4,762	569,446
特 別 損 失		
投資有価証券評価損	98, 055	
関係会社評価損	65, 571	
子 会 社 清 算 損	226, 878	
金融商品取引責任準備金繰入額	10,095	
リース資産解約損	3,766	404, 366
税引前当期純利益		2, 430, 985
法人税、住民税及び事業税	726, 734	
法人税等調整額	19, 404	746, 138
当期純利益		1, 684, 846

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日) 至 2025年3月31日)

	株	主	資	本
区分	Ster L. A	資 本	剰	余 金
	資 本 金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,722,000	1, 104, 480	1,939	1,106,419
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				
当 期 純 利 益				
自己株式の処分			151,375	151,375
自己株式の取得				
株式給付信託による自己株式の処分				
株式給付信託による自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	_	_	151,375	151,375
当 期 末 残 高	1,722,000	1, 104, 480	153, 314	1, 257, 794

	株	主	資	本
	利	益 乗	余 余	金
分	Til 24 2# 1# A	その他利	益剰余金	利益剰余金
	利益準備金	別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	430,500	5,700,000	4,530,639	10,661,139
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△405, 483	△405, 483
当 期 純 利 益			1,684,846	1,684,846
自己株式の処分				
自己株式の取得				
株式給付信託による自己株式の処分				
株式給付信託による自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	_	_	1,279,363	1,279,363
当 期 末 残 高	430,500	5, 700, 000	5,810,003	11,940,503

F //	株 主	資 本	評価・換	算差額等	公次 立入コ
区 分	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当 期 首 残 高	△1,797,153	11,692,405	783, 478	783,478	12, 475, 884
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△405, 483			△405, 483
当 期 純 利 益		1,684,846			1,684,846
自己株式の処分	93,625	245,000			245,000
自己株式の取得	△45	△45			△45
株式給付信託による自己株式の処分	110,498	110,498			110,498
株式給付信託による自己株式の取得	△245,000	△245,000			△245,000
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△291,753	△291,753	△291,753
当期変動額合計	△40,922	1,389,816	△291,753	△291,753	1,098,062
当 期 末 残 高	△1,838,075	13, 082, 221	491,725	491,725	13, 573, 947

個 別 注 記 表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」(平成18年2月7日 法務省令第13号)に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(日本証券業協会自主規制規則昭和49年11月14日付)に準拠して作成しております。また、商品デリバティブ取引業の固有事項については、「商品先物取引業統一経理基準」(日本商品先物取引協会平成23年3月2日改正)及び「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」(日本商品先物取引協会令和2年5月28日改正)に準拠して作成しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
 - a. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

b. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)は組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 保管有価証券の評価基準及び評価方法

(㈱日本証券クリアリング機構の先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則に基づく充用価格によっております。

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

- (4) 商品の評価基準及び評価方法
 - ① 通常の販売目的で保有する商品 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
 - ② トレーディング目的で保有する商品 時価法
- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日 以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物 5年~47年

器具及び備品 4年~20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウエア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法

- 3. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金は、期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金は、従業員への賞与の支給に充てるため、過去の支給実績額を勘案し、当事業年度 の負担すべき支給見込額を計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金は、役員への賞与の支給に充てるため、当事業年度の負担すべき支給見込額を 計上しております。
 - (4) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見 込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法 については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

- (5) 株式給付引当金は、株式給付規程に基づく従業員への当社株式又は金銭の給付に備えるため、 当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (6) 役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく役員への当社株式又は金銭の給付に備える ため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (7) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要 支給額を計上しております。
- (8) 訴訟損失引当金は、商品取引事故及び金融商品取引事故等による損失に備えるため、損害賠償 請求等に伴う損失の見込額のうち、商品取引責任準備金及び金融商品取引責任準備金の期末残 高を勘案して、当事業年度において必要と認められる金額を計上しております。
- (9) 商品取引責任準備金は、商品取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づいて計上しております。
- (10) 金融商品取引責任準備金は、金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46 条の5の規定に基づいて計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 商品デリバティブ取引

主に金融商品取引法及び商品先物取引法に基づく商品デリバティブ取引の受託業務を行っております。当該取引の受託については委託者の取引が約定した時点で収益を認識しております。

(2) 金融商品取引

主に金融商品取引法に基づく取引所株価指数証拠金取引、取引所為替証拠金取引及び株価指数 先物取引の受託業務を行っております。当該取引の受託については委託者の取引が約定した時 点で収益を認識しております。

(3) 証券媒介取引

主に媒介先との金融商品取引業務に関する業務委託基本契約に基づく有価証券の売買の媒介業務を行っております。当該取引の媒介については委託者の取引が約定した時点で収益を認識しております。

- 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計 算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

- (2) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段:金利スワップ

ヘッジ対象:借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジ有効性評価は省略しております。

(3) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(会計上の見積りに関する注記)

- 1. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度 に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。
- 2. 当事業年度に係る計算書類の1.の項目に計上した額

繰延税金資産(繰延税金負債と相殺前)108,185千円

訴訟損失引当金163,500千円

3. 2.のほか、1.に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報については連結注記表の(会計上の見積りに関する注記)に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(追加情報)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表の(追加情報)に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務 担保に供している資産

現 金 及	び預金	50,000千円			
その他(注	流動資産)	300,000千円			
建	物	396,182千円			
土	地	1,866,753千円			
	#	2,612,935千円			

なお、このほかに商品デリバティブ取引証拠金の代用として㈱日本証券クリアリング機構等に保管有価証券28.497.071千円を預託しております。

担保に係る債務

短期借入金

700,000千円

なお、上記の担保に供している資産以外に、当事業年度は連結子会社 1 社から、担保提供 を受け、担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

建	物	234,013千円
土	地	219,185千円
	計	453,199千円

商品先物取引法第179条第7項の規定に基づく銀行等の保証による契約預託額

600,000千円

商品先物取引法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額 1,000,000千円

金融商品取引業等に関する内閣府令附則(平成26年2月26日内閣府令第11号)第2条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金代位弁済保証額 500,000千円

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産

1,646,923千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	239,927千円
関係会社に対する長期金銭債権	350,000千円
関係会社に対する短期金銭債務	166,974千円
関係会社に対する長期金銭債務	245千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

宮業取引(収入分)	9,011千円
営業取引(支出分)	54,123千円
営業取引以外の取引(収入分)	21,193千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 3,243,121株

2. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項 連結注記表の(連結株主資本等変動計算書に関する注記)に記載しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

/////////////////////////////////////	
貸倒引当金	55,305千円
退職給付引当金	269,439千円
賞与引当金	61,361千円
役員退職慰労引当金	54,425千円
訴訟損失引当金	51,535千円
商品取引責任準備金	12,694千円
未払事業税等	25,671千円
ゴルフ会員権評価損	9,657千円
減損損失	2,419千円
投資有価証券評価損	30,906千円
関係会社株式評価損	106,250千円
その他	114,948千円
繰延税金資産小計	794,616千円
評価性引当額	△686,430千円
繰延税金資産合計	108,185千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△226,331千円
資産除去債務に対応する除去費用	△4,869千円
繰延税金負債合計	△231,201千円
繰延税金資産(負債)純額	△123,015千円

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は個別注記表の(重要な会計方針に係る事項に関する注記)4.収益及び費用の計上基準と同一であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

会社等

(単位:千円)

会社等の名称	等の名称 議決権等の 所有(被所有)割合		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
ユタカエステート株式会社	所 有直接 100.0%	当社子会社 不動産管理業 役員の兼務	担保の受入 (注) l.		_	_

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1. 当社の借入債務の担保に供するために受け入れており、その内容については個別注記表の (貸借対照表に関する注記)の1.担保に供している資産及び担保に係る債務に記載のとおり です。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

2,400円62銭

1株当たり当期純利益

302円51銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり 純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株 当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており ます。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は354,910株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は381,462株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、関連当事者との取引については、表示単位未満切り捨てにて表示し、1株当たり情報については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

豊トラスティ証券株式会社 取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員 指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 大 橋 睦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、豊トラスティ証券株式会社の2024年4月 1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、豊トラスティ証券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類 に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当

監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計 算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない 連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用する ことが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成する ことが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じ

て、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上

の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及 び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程 で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められてい るその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載 すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

豊トラスティ証券株式会社

取締役会御中

杳 法 人 東 陽 監 東京事務所 指定社員 公認会計士 猿 渡 裕 子 業務執行社員 指 定 社 員 公認会計士 大 睦 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、豊トラスティ証券株式会社の2024 年4月1日から2025年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計 算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。) について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に 関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役及で監査人とに対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係 はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

2025年5月16日

豊 ト ラ ス テ ィ 証 券 株 式 会 社 代表取締役社長 安成 政文 殿

豊トラスティ証券株式会社 監査役会

常勤監査役 齋藤正和印

社外監査役 北川慎介®

社外監査役 白須 敏朗 印

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借 対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連 結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記 表)について検討いたしました。

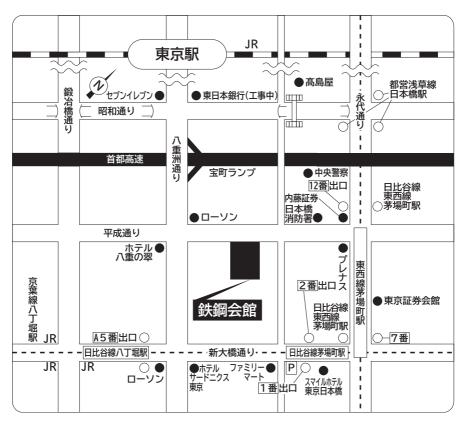
- 監査の結果
 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示している ものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は 認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内 部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘す べき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人である東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人である東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

以上

第69回定時株主総会会場のご案内図

会 場 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号 鉄鋼会館7階701号



最寄駅

◎地下鉄/東京メトロ東西線 茅場町駅 12番 出口 徒歩 約5分 東京メトロ日比谷線 茅場町駅 1番出口 徒歩 約5分 東京メトロ日比谷線 茅場町駅 2番出口 徒歩 約5分 東京メトロ日比谷線 八丁堀駅 A5番出口 徒歩 約5分 東京駅 八重洲口 J R 徒歩 約15分

(お知らせ) 誠に申し訳ございませんが、会場には本総会専用の駐車場の用意はございません ので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。